平成２８年（フ）第３５４２号
大阪府八尾市安中町７丁目１番３号　レジデンス松山208号
債務者　近藤　弘美（旧姓向井）
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５６１号
大阪市東成区大今里南１丁目12番４―902号
債務者　土橋晃三こと　土橋　晃三
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６１号
栃木県佐野市吉水駅前２丁目８番地１　グローバルハイツ105、前住所栃木県佐野市富岡町150番地　メイプルタウン佐野東401
債務者　新井　洋子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月28日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第６４４９号
東京都稲城市大丸209―３―102
債務者　立花　敏悦
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４５４号
東京都江東区豊洲４丁目３―３―504
債務者　古川　　恵
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４５６号
千葉県市川市南八幡１丁目３―５　フォレストヴィラⅠ―204
債務者　熊谷　明美
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４６２号
東京都江戸川区清新町２丁目２―１―923
債務者　キデムベリアこと　キデム　ベリア　グバタン
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４７４号
東京都千代田区九段南１丁目５―12―801
債務者　上地　暁男
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４７５号
東京都北区岸町２丁目３―10　円山荘Ｂ棟210号
債務者　小林　勇二
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０８号
東京都町田市本町田3670番地１
債務者　川野　峯明
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７６７号
東京都町田市森野６丁目62番地都営森野６丁目１―307
債務者　田邉美穂子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８１４号
東京都三鷹市井口２丁目６番１号光ハイツ203
債務者　神保　聖士
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０号
北海道紋別市潮見町３丁目５番11号
債務者　後藤　周一
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午前10時30分
旭川地方裁判所紋別支部

平成２８年（フ）第３２号
長崎県南島原市南有馬町戊192番地４
債務者　岩永　和樹
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午前11時
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第７９号
山口県周南市大字大向1347番地の１
破産者　石村　敏昭
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部